

平成 27 年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 平成 27 年度の主な改正事項	1 ページ
II 帰属主義への移行に関する平成 26 年度及び平成 27 年度の主な改正事項	14 ページ
III 平成 24 年度の改正事項のうち、平成 27 年分の所得税から適用される主なもの	15 ページ
IV 平成 25 年度の改正事項のうち、平成 27 年分の所得税から適用される主なもの	16 ページ
V 平成 26 年度の改正事項のうち、平成 27 年分の所得税から適用される主なもの	16 ページ
○ この改正のあらましにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
国外送金法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
国外送金令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令
国外送金規	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
平成 24 年度改正法	租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 16 号)
平成 25 年度改正法	所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)
平成 26 年度改正法	所得税法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 10 号)
改正法	所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号)
改正所令	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 141 号)
改正所規	所得税法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年財務省令第 22 号)
改正措令	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 148 号)
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年財務省令第 30 号)
改正国外送金規	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年財務省令第 32 号)

- この改正のあらまちは、平成 27 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。
- 国税に関する御相談・御質問は電話相談センターを御利用ください。電話相談センターの御利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- 国税庁では、税に関する様々な情報をホームページ【www.nta.go.jp】で提供しています。

I 平成 27 年度の主な改正事項

1 金融・証券税制

(1) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニア N I S A) (措法 37 の 14 の 2 等)が次のとおり創設されました。

① 非課税措置の概要

イ 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者等が、次に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべき当該未成年者口座内上場株式等の配当等(当該金融商品取引業者等が国内における一定の支払の取扱者であるものに限る。)及び当該期間内に売委託等の方法により譲渡した当該未成年者口座内上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。

(イ) 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等 当該未成年者口座に当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの間

(ロ) 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等 当該未成年者口座に当該継続管理勘定を

設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日までの間

ロ 非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年(当該未成年者口座を開設している者が、その年1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。)に設けることができることとし、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の年分の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。

ハ 継続管理勘定は、平成36年から平成40年までの各年(当該未成年者口座を開設している者がその年1月1日において20歳未満である年に限る。)に設けることができることとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。

(注) 上記ロ及びハの80万円の上限は、新たに取得した上場株式等についてはその取得対価の額により、非課税管理勘定から移管がされる上場株式等についてはその移管の時の価額(時価)により判定する。

② 未成年者口座

イ 未成年者口座とは、居住者等(その年1月1日において20歳未満である者及びその年中に出生した者に限る。)が、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、本特例の適用を受ける旨その他一定の事項を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して提出することにより平成28年から平成35年までの間に開設した口座(1人につき1口座に限る。)をいう。

ロ 未成年者口座で管理されている上場株式等につき支払を受ける配当等及び当該上場株式等を譲渡した場合におけるその譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、一定のものを除き、課税未成年者口座において管理されなければならない。

ハ 未成年者口座を開設した居住者等は、当該未成年者口座を開設した日からその居住者等がその年3月31日において18歳である年(以下「基準年」という。)の前年12月31日までの間は、当該未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に移管等を行うことはできない。ただし、当該居住者等が、災害、疾病その他のやむを得ない事由(以下「災害等事由」という。)に基因して当該未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。

③ 課税未成年者口座

イ 課税未成年者口座とは、居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所に開設した特定口座、預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。

ロ 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、当該課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、原則として、当該課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、その預貯金等を未成年者口座若しくは課税未成年者口座における上場株式等の取得のために払い出す場合、又は当該居住者等の災害等事由に基因して当該未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等の全てを払い出す場合は、この限りでない。

《適用関係》 この措置は、平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます(改正法附則70)。

(2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)(措法37の14)について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を120万円(改正前：100万円)に引き上げるなど、所要の改正が行われました。

《適用関係》 この改正は、平成28年1月1日以後に設けられる非課税管理勘定について適用されま

す(改正法附則 69)。

(3) 配当所得(所法 24、25)について、次の改正が行われました。

① 配当等の範囲に、投資法人が利益を超えて投資主に分配する金額のうち、その利益を超えた額が投資法人の計算に関する規則に規定する一時差異等調整引当額の増加額に相当する金額と同額であるものを追加する(所法 24①等)。

② 配当等とみなす金額について、配当等が生ずる基因となる自己株式の取得事由から株式の併合に反対する株主の買取請求に基づくものを除外する(所令 61①九)。

《適用関係》 上記①の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき配当等について適用され(改正法附則 4 等)、上記②の改正は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成 27 年 5 月 1 日)以後に生ずる事由について適用されます(改正所令附則 5)。

(4) 上場株式等に係る配当所得の課税の特例(措法 8 の 4)、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例(措法 37 の 11)等の対象となる上場株式等の範囲について、次の改正が行われました。

① 上場株式等の範囲に、特定受益証券発行信託の受益権で一定の公募により発行されたものを加える(措法 8 の 4①四等)。

② 発行する社債が特定公社債となる金融商品取引業を行う法人の範囲から、第一種少額電子募集取扱業者を除外する(措法 37 の 11②十三)。

《適用関係》 これらの改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき配当等及び同日以後に行う譲渡等について適用されます(措法 8 の 4①、37 の 11①)。

(5) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例(措法 41 の 19)の適用対象となる特定新規株式の範囲に、国家戦略特別区域法に規定する一定の株式会社により発行される株式で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に発行されるものが加えられました(措法 41 の 19①四)。

2 住宅・土地税制

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措法 41)等の以下の措置の適用期限(平成 29 年 12 月 31 日)が平成 31 年 6 月 30 日まで 1 年 6 月延長されました(措法 41①等)。

① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

(2) 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定により大深度地下の使用の認可を受けた事業と一体的に施行される事業として当該認可を受けた事業に係る事業計画書に記載されたものにより設置される施設又は工作物のうち一定のものの全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定がされた場合において、その設定の対価として支払を受ける金額が、その土地の価額の 2 分の 1 に相当する金額にその土地における地表から大深度までの距離のうちに借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから当該大深度までの距離の占める割合を乗じて計算した金額の 10 分の 5 に相当する金額を超えるときは、その設定は資産の譲渡とみなされる行為に該当し、その設定の対価に係る所得を譲渡所得として課税することとされました(所令 79①三)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に行う借地権の設定について適用されます(改正所令附則 6)。

- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法 31 の 2)の適用対象に、国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業(これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する一定のものに限ります。)を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるものが加えられました(措法 31 の 2 ②八の二)。
《適用関係》 この改正は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に行う優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用されます(改正法附則 67)。
- (4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特別控除(1,500 万円特別控除)(措法 34 の 2)について、特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限が 3 年延長されました(措法 34 の 2 ②三)。

3 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の創設

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等(所法 60 の 2 等)が次のとおり創設されました。

(1) 特例の概要(所法 60 の 2、所令 170)

国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。)をする居住者が、所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分(以下「有価証券等」という。)を有する場合又は決済していないデリバティブ取引、信用取引若しくは発行日取引(以下「未決済デリバティブ取引等」という。)に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該国外転出の時に、次の①又は②の場合に応じそれぞれ次の①又は②に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済があったものとみなす。

- ① 当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までには納税管理人の届出をした場合、納税管理人の届出をしないで当該国外転出をした日以後に当該年分の確定申告書を提出する場合又は当該年分の所得税につき決定がされる場合には、当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額若しくは損失の額に相当する金額
- ② 上記①に掲げる場合以外の場合には、当該国外転出の予定日の 3 月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額若しくは損失の額に相当する金額

(2) 特例の対象者(所法 60 の 2 ⑤)

本特例は、次の①及び②に掲げる要件を満たす居住者について適用する。

- ① 上記(1)①又は②の場合に応じそれぞれ上記(1)①又は②に定める金額の合計額が 1 億円以上である者
- ② 原則として、国外転出の日前 10 年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間として一定の期間の合計が 5 年超である者

(3) 国外転出後 5 年を経過する日までに帰国等をした場合の取扱い(所法 60 の 2 ⑥、153 の 2 ①)

本特例の適用を受けるべき者が、その国外転出の日から 5 年を経過する日までに帰国等をした場合において、その者が当該国外転出の時において有していた有価証券等又は契約を締結していた未決済デリバティブ取引等で当該国外転出の時以後引き続き有しているもの又は決済をしていないものについては、上記(1)による譲渡又は決済がなかったものとするができる。ただし、当該有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る所得の計算につきその計算の基礎となるべき事実の全部又は一部の隠蔽又は仮装があった場合には、その隠蔽又は仮装があった事実に基づく当該所得については、この限りでない。

この取扱いは、帰国等の日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより適用を受けることができる。

(4) 納税猶予(所法137の2、所令266の2)

- ① 国外転出をする居住者でその国外転出の時ににおいて有する有価証券等又は契約を締結している未決済デリバティブ取引等につき本特例の適用を受けたものが、当該国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をし、かつ、一定の事項を記載した書類を添付した場合には、当該国外転出の日の属する年分の所得税のうち本特例により当該有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があったものとされた所得に係るものについては、当該国外転出の日から5年を経過する日(同日前に帰国等をする場合には、同日とその者の帰国等の日から4月を経過する日のいずれか早い日)まで、その納税を猶予する。
- ② この納税猶予は、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、かつ、その所得税に係る確定申告期限までに納税猶予分の所得税額に相当する担保を供した場合に適用する。
- ③ 納税猶予に係る期限は、届出により国外転出の日から10年を経過する日までとすることができる。この場合における上記(3)の取扱いは、国外転出の日から10年を経過する日までに帰国等をした場合に適用することができる。
- ④ 納税猶予を受ける者は、国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限から納税猶予に係る期限までの間の各年の12月31日において有し、又は契約を締結している当該納税猶予に係る有価証券等又は未決済デリバティブ取引等について、引き続き納税猶予を受けたい旨等を記載した届出書(継続適用届出書)を、同日の属する年の翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならない。当該届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限から4月を経過する日をもって、納税猶予に係る期限とする。
- ⑤ 納税猶予に係る期限の到来により所得税を納付する場合には、当該納税猶予がされた期間に係る利子税を納付する義務が生ずる。

(5) 納税猶予に係る期限までに有価証券等の譲渡等があった場合の取扱い(所法60の2⑧、137の2⑤、153の2①②)

- ① 本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予に係る期限までに、本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をした場合には、その納税猶予に係る所得税のうち当該譲渡又は決済等があった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る部分については、その譲渡又は決済等があった日から4月を経過する日をもって納税猶予に係る期限とする。この場合、これらの事由が生じた有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る種類、銘柄、数量及び納税猶予の期限が確定する所得税の金額に関する明細等を記載した書類を、同日までに、税務署長に提出しなければならない。
- ② 本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予に係る期限までに、本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をした場合において、その譲渡又は決済等に係る譲渡価額又は利益の額に相当する金額が国外転出の時に課税が行われた額を下回るとき等は、その譲渡又は決済等があった日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得金額又は所得税額の減額をすることができる。

(6) 納税猶予に係る期限が到来した場合の取扱い(所法60の2⑩、137の2、153の2①③)

本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、納税猶予に係る期限の到来に伴いその納税猶予に係る所得税の納付をする場合において、その期限が到来した日における有価証券等の価額又は未決済デリバティブ取引等の決済による利益の額に相当する金額が国外転出の時に課税が行われた額を下回るとき等は、その到来の日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、その国外転出の日の属する年分の所得金額又は所得税額の減額をすることができる。

(7) 二重課税の調整(所法 60 の 4、95 の 2、所令 226 の 2)

- ① 居住者が本特例に相当する外国の法令の規定(以下「外国転出時課税の規定」という。)の適用を受けた有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済をした場合における事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その外国転出時課税の規定により課される外国所得税の額の計算において収入金額に算入することとされた金額を当該有価証券等の取得に要した金額とし、又は当該未決済デリバティブ取引等の決済損益額から当該外国所得税の額の計算において算出された利益の額若しくは損失の額に相当する金額の減算若しくは加算をする。
- ② 本特例の適用を受けた者で納税猶予を受けているものが、その納税猶予に係る期限までに本特例の対象となった有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等をした場合において、その所得に係る外国所得税を納付することとなる時(当該外国所得税に関する法令において、当該外国所得税の額の計算に当たって本特例の適用を受けたことを考慮しないものとされている場合に限る。)は、当該外国所得税を納付することとなる日から4月を経過する日までに、更正の請求をすることにより、当該外国所得税の額のうち当該有価証券等又は未決済デリバティブ取引等の譲渡又は決済等により生ずる所得に対応する部分の金額として計算した金額は、その者が国外転出の日の属する年において納付することとなるものとみなして、外国税額控除を適用することができる。

(8) 贈与、相続又は遺贈により非居住者に有価証券等が移転する場合の特例(所法 60 の 3、137 の 3、153 の 3)

次に掲げる要件を満たす居住者が有する有価証券等又は締結している未決済デリバティブ取引等に係る契約が、贈与、相続又は遺贈(以下「贈与等」という。)により非居住者に移転した場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、その贈与等の時に、その時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額若しくは損失の額に相当する金額により、当該有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があったものとみなす。

- ① その贈与等の時において有している有価証券等及び契約を締結している未決済デリバティブ取引等のその贈与等の時における有価証券等の価額並びに未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額の合計額が1億円以上である者
- ② 原則として、その贈与等の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間として一定の期間の合計が5年超である者

《適用関係》 この特例(上記(7)①を除きます。)は、平成27年7月1日以後に国外転出をする場合又は同日以後の贈与等について適用され、上記(7)①の特例は、平成27年7月1日以後に国外転出に相当する事由等が生ずる場合について適用されます(改正法附則7～9)。

4 財産債務明細書の見直し

財産債務明細書(旧所法232)について、次の改正が行われ、新たに財産債務調書(国外送金法6の2等)として整備されました。

(1) 提出基準の見直し(国外送金法6の2①)

改正前の提出基準である「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に加え、かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」を提出基準とする。

(2) 記載事項の見直し(国外送金令12の2、国外送金規15)

改正前の記載事項である「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、

国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載を要することとする。

財産の評価については、原則として「時価」とし、「見積価額」とすることもできることとする。また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとする。

(3) 過少申告加算税等の特例(国外送金法6の3)

財産若しくは債務に係る所得税(以下「財産債務に係る所得税」という。)又は財産に対する相続税について修正申告等があった場合の過少申告加算税又は無申告加算税について、次の措置を設ける。

① 財産債務調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減

財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税について修正申告等があった場合において、提出された財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産又は債務についての記載があるときは、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額から当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(当該修正申告等の基因となる財産又は債務に係るものに限る。②において同じ。)の100分の5に相当する金額を控除した金額とする。

② 財産債務調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重

財産債務に係る所得税について修正申告等があった場合において、財産債務調書の提出がないとき、又は提出された財産債務調書に当該修正申告等の基因となる財産若しくは債務についての記載がないとき(重要なものの記載が不十分と認められるときを含む。)は、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、通常課されるこれらの加算税額に、当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額の100分の5に相当する金額を加算した金額とする。

(4) その他

① 財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する(国外送金法7)。

② 改正前の財産債務明細書と同様、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は要しないこととする(国外送金法6の2②)。

《適用関係》 これらの改正は、平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用されま
す(改正法附則101等)。

5 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等について、次の改正が行われました。

(1) 親族関係書類及び送金関係書類の添付等の義務化(所法120③二等)

確定申告において、非居住者である親族(以下「国外居住親族」という。)に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととする。ただし、下記(2)又は(3)により添付し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととする。

(2) 源泉徴収における親族関係書類の提出等の義務化(所法185等)

給与等又は公的年金等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除(以下「扶養控除等」という。)の適用を受ける居住者は、親族関係書類を扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととする。

(3) 年末調整における送金関係書類等の提出等の義務化(所法190等)

給与等の年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、送金関係書類を扶養控除等申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととし、国外居住親族に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を配偶者特別控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととする。

(注1) 上記の「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類(当該書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含む。)で、その国外居住親族がその居住者(納税者)の親族であることを証するものをいう(所規47の2④)。

① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券の写し

② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)

(注2) 上記の「送金関係書類」とは、その年における次の①又は②の書類(当該書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含む。)で、その国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいう(所規47の2⑤)。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者(納税者)からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者(納税者)から受領したことを明らかにする書類

《適用関係》 これらの改正は、平成28年分以後の所得税について適用されます(改正法附則10等)。

6 事業所得関係等

(1) 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法10)について、次の改正が行われました。

① 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、特別税額控除の適用を受けることができる限度額をその年分の調整前事業所得税額の100分の25(改正前:100分の20)相当額に引き上げる(措法10①②)。

② 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、青色申告書を提出する事業者の各年分において特別試験研究費の額がある場合には、次の金額の合計額の特別税額控除ができる措置とする。ただし、特別税額控除額については、その年分の調整前事業所得税額の100分の5相当額を限度とする(措法10③、措令5の3④)。

イ 特別試験研究費の額のうち特別試験研究機関等と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額の100分の30相当額

ロ 特別試験研究費の額のうち上記イ以外のものの100分の20相当額

なお、この措置の対象となる特別試験研究費の額には、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制における特別税額控除額の計算の基礎となった特別試験研究費の額を含めないこととする。

③ 特別試験研究費の範囲に、特定中小企業者等から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究等を加える(措法10⑥五、措令5の3⑨)。

④ 繰越税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度及び繰越中小企業者税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度を廃止する(旧措法10③⑤)。

《適用関係》 これらの改正は、平成28年分以後の所得税について適用されます(改正法附則57①)。

(2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の2)におけるその取得価額から普通償却限度額を控除した金額まで特別償却(即時償却)ができる措置について、対象資産から太陽光の利用に資する機械その他の減価償却資産が除外された上で、その適用期間が1年延長されました(措法10の2①⑥、措令5の4①)。

《適用関係》 この改正は、平成27年4月1日以後に取得等をする特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用されます(改正法附則59)。

(3) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法10の4、措令5の5の2)が創設され、青色申告書を提出する事業者で地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成30年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた者が、その認定を受けた日から同日の翌日以後2年以内に、地方活力向上地域内

において、その認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に記載された地域再生法の特定業務施設に該当する建物等及び構築物で、一定の規模以上のものの取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の 100 分の 15(その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、100 分の 25)相当額の特別償却とその認定の日が次の期間のいずれに含まれるかに応じそれぞれ次の金額の特別税額控除との選択適用ができることとされました。ただし、特別税額控除額については、その年分の調整前事業所得税額の 100 分の 20 相当額が限度とされています。

① 地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間 その取得価額の 100 分の 4(その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、100 分の 7)相当額

② 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間 その取得価額の 100 分の 2(その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には、100 分の 4)相当額

(4) 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 5)について、次の改正が行われました。

① 青色申告書を提出する事業者で地域再生法の認定事業者であるものが、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合のその認定を受けた日の属する年以後 3 年内の各年において、改正前の措置の適用要件のうち基準雇用者割合が 100 分の 10 以上であることなどの要件以外の要件を満たす場合で一定の事業を行っているときは、20 万円(改正前の措置の適用要件の全てを満たす場合には、50 万円)に地方事業所基準雇用者数(その地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地方活力向上地域において整備した地域再生法の特定業務施設のみをその事業者の事業所とみなした場合における基準雇用者数をいう。)を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとする。ただし、特別税額控除額については、改正前の措置及び上記(3)の特別税額控除措置と合計してその年分の調整前事業所得税額の 100 分の 30 相当額を限度とする(措法 10 の 5②)。

② 青色申告書を提出する事業者で地域再生法の認定事業者であるもののうち、上記①の措置の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける年以後の各年(基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない年以後の各年を除く。)において一定の事業を行っている場合には、30 万円に地方事業所特別基準雇用者数(一定の集中地域から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた事業者のその年以前の各年のうち、その認定を受けた日の属する年以後の各年のその地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその事業者の事業所とみなした場合における基準雇用者数の合計数)を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとする。ただし、特別税額控除額については、改正前の措置及び上記①の措置並びに上記(3)の特別税額控除措置と合計してその年分の調整前事業所得税額の 100 分の 30 相当額を限度とする(措法 10 の 5③)。

《適用関係》 これらの改正は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日の属する年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 61)。

(5) 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(措法 10 の 5 の 2)について、対象となる事業者から認定経営革新等支援機関等が除外され、対象設備が経営の改善に資する資産に限定された上で、その適用期限が 2 年延長されました(措法 10 の 5 の 2①)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得等をする経営改善設備について適用されません(改正法附則 63)。

(6) 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 5 の 3)について、雇用者給与等支給増加額に係る要件である基準雇用者給与等支給額に対する割合につき、次に掲げる場合の区

分に応じ、それぞれ次に定める割合とする改正が行われました(措法 10 の 5 の 3 ①②)。

① 適用年が平成 29 年である場合 100 分の 4 (中小事業者である場合には、100 分の 3)

② 適用年が平成 30 年である場合 100 分の 5 (中小事業者である場合には、100 分の 3)

(7) **特定設備等の特別償却**(措法 11)のうち、船舶の特別償却について、対象となる船舶の範囲から総トン数 1 万トン未満の外航船舶が除外され、償却割合が 100 分の 18 となる外航船舶が、事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資する外航船舶で日本船舶に該当するものとされました(措法 11 ①二、措令 5 の 8 ③)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得等をする外航船舶について適用されます(改正法附則 64①、改正措令附則 13①)。

(8) **特定地域における工業用機械等の特別償却**(措法 12)について、次の改正が行われました。

① 振興山村に係る措置について、山村振興法の改正に伴い、青色申告書を提出する事業者が、一定の期間内に、振興山村として指定された地区のうち産業の振興のための取組が積極的に促進される地区においてその地区内で生産されたものを原料等とする製造業等の事業の用に供する一定の設備の取得等をする場合に、その取得等をした設備をその地区内においてその事業の用に供したときは、その設備を構成するもののうち産業振興機械等につき、5 年間、普通償却限度額の 100 分の 24 (建物等及び構築物については、100 分の 36)相当額の割増償却ができる措置に改組し、その適用対象期間を特定振興山村計画の計画期間の初日から平成 29 年 3 月 31 日までとする(措法 12 ①③四、措令 6 の 3 ⑫四)。

② 半島振興対策実施地域に係る措置について、半島振興法の改正に伴い、半島振興対策実施地域のうち産業の振興のための取組が積極的に促進される地区に係る措置とした上で、その適用対象期間を認定半島産業振興促進計画の計画期間の初日から平成 29 年 3 月 31 日までとする(措法 12 ③一、措令 6 の 3 ⑫一)。

③ 離島振興対策実施地域に係る措置、奄美群島に係る措置及び過疎地域に係る措置について、その適用期限を 2 年延長する(措法 12 ③二・三、措令 6 の 3 ①⑫二・三)。

《適用関係》 これらの改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得等をする産業振興機械等について適用されます(改正法附則 64④)。

(9) **医療用機器の特別償却**(措法 12 の 2)について、対象資産から医療の安全の確保に資する機械装置及び器具備品が除外された上で、その適用期限が 2 年延長されました(措法 12 の 2 ①)。

《適用関係》 平成 27 年 4 月 1 日前に取得等をした医療の安全の確保に資する機械装置及び器具備品については、従前どおりとされています(改正法附則 64⑦)。

(10) **次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却**(措法 13 の 2)について、次の改正が行われた上で、その適用期限が 3 年延長されました。

① 対象資産を一般事業主行動計画に記載された建物、建物附属設備、車両運搬具及び器具備品で、次世代育成支援対策に資する一定のものとする(措法 13 の 2 ①、措令 6 の 6 ②④)。

② 償却割合(改正前：100 分の 32)について、次の資産の区分に応じそれぞれ次の割合とする(措法 13 の 2 ①)。

イ 建物及び建物附属設備 100 分の 24(その一般事業主行動計画が常時雇用する労働者数 100 人以下の一般事業主により届出をされたものである場合には、100 分の 32)

ロ 車両運搬具及び器具備品 100 分の 18(その一般事業主行動計画が常時雇用する労働者数 100 人以下の一般事業主により届出をされたものである場合には、100 分の 24)

③ 青色申告書を提出する事業者が、次世代育成支援対策推進法の特例基準適合認定を受けた場合には、その特例基準適合認定を受けた日の属する年以後 3 年以内の各年の 12 月 31 日において有する対象資産で事業の用に供されているものについて、その普通償却限度額の 100 分の 15(車両運搬具及び器具備品については、100 分の 12)相当額の割増償却ができる措置を設ける(措法 13

の2①)。

《適用関係》 これらの改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に基準適合認定等を受ける個人が同年以後の各年の 12 月 31 日において有する次世代育成支援対策資産について適用されます(改正法附則 64⑨)。

(11) **特定都市再生建築物等の割増償却**(措法 14 の 2)について、次のとおり見直しが行われた上で、その適用期限が 2 年延長されました。

① 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、都市再生緊急整備地域のうち特定都市再生緊急整備地域以外の地域内において行われる都市再生事業により整備される建築物の償却割合を 100 分の 30(改正前：100 分の 40)に引き下げる(措法 14 の 2①)。

② 都市再開発法の市街地再開発事業によって建築される建築物に係る措置を除外する(旧措法 14 の 2②一)。

③ 雨水貯留浸透利用施設に係る措置について、下水道法の改正に伴い、対象区域を同法の浸水被害対策区域とし、対象施設から雨水の地下への浸透を図るための構築物を除外する(措法 14 の 2②三)。

《適用関係》 これらの改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得等をする特定都市再生建築物等について適用されます(改正法附則 64⑩)。

(12) **倉庫用建物等の割増償却**(措法 15)について、対象となる倉庫用建物等の面積要件及び容積要件が引き上げられた上で、その適用期限が 2 年延長されました(措法 15①、措令 8②)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得等をする倉庫用建物等について適用されず(改正措令附則 13⑦)。

(13) **農業経営基盤強化準備金**(措法 24 の 2)について、対象となる事業者に認定新規就農者である個人が加えられるなど、所要の措置が講じられた上で、その適用期限が 2 年延長されました(措法 24 の 2①、措規 9 の 3①)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 54)。

(14) **農用地等を取得した場合の課税の特例**(措法 24 の 3)について、対象となる特定農業用機械等が機械装置、器具備品、一定の農業用施設である建物等、構築物及びソフトウェアとされました(措法 24 の 3①)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得等をする特定農業用機械等について適用されず(改正法附則 65)。

(15) **特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例**(措法 37、37 の 4)における長期所有の国内にある土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の改正が行われた上で、その適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで延長されました(措法 37①⑨、37 の 4①)。

① 買換資産から機械装置を除外する。

② 地域再生法の集中地域以外の地域から集中地域への買換えに係る課税の繰延べ割合を 100 分の 75(特定業務施設の集積の程度が特に著しく高い集中地域への買換えの場合には、100 分の 70)(改正前：100 分の 80)に引き下げる。

《適用関係》 上記①の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産を取得する場合について適用され、上記②の改正は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産を取得する場合について適用されます(改正法附則 67)。

(16) **一括評価貸金に係る貸倒引当金**(所法 52)における実質的に債権とみられない金額の計算について、基準年実績による簡便法を用いる場合の基準年が平成 27 年及び平成 28 年(改正前：平成 10 年及び平成 11 年)に改正されました(所令 145②)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年分以後の所得税について適用されます(改正所令附則 7 ①)。

- (17) **特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例**(措法 28)について、適用対象から独立行政法人農畜産業振興機構の業務に係る基金に充てるための負担金が除外されました(措令 18 の 4 ②)。

《適用関係》 平成 27 年 4 月 1 日前に支出した独立行政法人農畜産業振興機構の業務に係る基金に充てるための負担金については、従前どおりとされています(改正措令附則 14)。

- (18) 次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置が設けられた上で、廃止することとされました。

- ① **試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例**(旧措法 10 の 2)

《適用関係》 平成 27 年分以前の所得税について適用される特別控除の特例については、従前どおりとされています(改正法附則 58)。

- ② **国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別税額控除**(旧措法 10 の 5 の 2)

《適用関係》 平成 27 年以前の各年において取得等をした生産等資産については、従前どおりとされています(改正法附則 62)。

- ③ **特定農産加工品生産設備の特別償却**(措法 11 の 3)における新用途米穀加工品等製造設備に係る措置(旧措法 11 の 3 ②)

《適用関係》 平成 27 年 4 月 1 日前に取得等をした新用途米穀加工品等製造設備については、従前どおりとされています(改正法附則 64②)。

- ④ **支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却**(旧措法 13 の 2)

《適用関係》 平成 27 年以前の各年に支援事業所取引金額がある場合において 12 月 31 日に有する 3 年以内取得資産については、従前どおりとされています(改正法附則 64⑧)。

- (19) **福島再開投資等準備金制度**(震災特例法 11 の 3 の 2)の創設

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた事業者が、その認定に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の調達に要する期間(以下「積立期間」といいます。)内の日を含む各年において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用の支出に充てるため、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載されたその支出に充てるために積み立てる資金の総額の 2 分の 1 相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その年分の必要経費に算入できる措置が創設されました。

この準備金は、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却制度の適用を受ける場合にはその適用を受ける特定機械装置等の特別償却実施額に相当する金額を取り崩すほか、その積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日の属する年(以下「基準年」といいます。)の翌年分から 3 年間でその基準年の 12 月 31 日における準備金残高の均等額を取り崩して、総収入金額に算入することとされています(震災特例法 11 の 3 の 2 ③④)。

これに伴い、福島再開投資等準備金を積み立てている事業者の積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日が、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業に係る事務所等の所在する避難解除区域等に係る企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後 5 年を経過する日より後である場合には、その事業者に係る企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用期間の末日は、その積立期間の末日の翌日以後 2 年を経過する日とされました。ただし、その 5 年を経過する日後に取得等をした特定機械装置等については、一定の規模以上のものに限り、この制度が適用できることとされています(震災特例法 11 の 3 の 2 ⑩)。

7 その他

(1) 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律により新設された課徴金及び延滞金を納付する場合において、その納付した金額は、必要経費に算入しないこととされました(所法 45)。

《適用関係》 この改正は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行の日以後に行われた行為に係る課徴金及び延滞金について適用されます(改正法附則 6)。

(2) 山林所得に係る森林計画特別控除(措法 30 の 2)について、山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が 2,000 万円を超える者の 2,000 万円を超える部分(改正前: 3,000 万円を超える者の 3,000 万円を超える部分)の控除率が 10%とされた上で、その適用期限が 3 年延長されました(措法 30 の 2①②)。

《適用関係》 この改正は、平成 28 年分以後の所得税について適用されます(改正法附則 66)。

(3) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法 31 の 3)など、その適用の際に、確定申告書等に住民票の写し等を添付することとされている次の特例について、一定の場合を除き、その添付を要しないこととされました(措規 13 の 4 等)。

- ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ④ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ⑤ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- ⑥ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ⑦ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ⑧ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ⑨ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- ⑩ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

《適用関係》 この改正は、平成 28 年分以後の所得税について適用されます(改正措規附則 8)。

(4) 居住者に係る特定子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入制度(措法 40 の 4)について、特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準が 20%未満(改正前: 20%以下)に変更されるなど、所要の改正が行われました(措令 25 の 19①等)。

《適用関係》 この改正は、外国関係会社の平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度における特定外国子会社等の判定等について適用されます(改正措令附則 27)。

(5) 「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」及び「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」として給付される給付金について、引き続き所得税を課さないこととされました(措法 41 の 8)。

(6) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除(措法 41 の 18 の 3)について、その実績判定期間にその設置する特定学校等の定員が 5,000 人に満たない事業年度(以下「特定事業年度」といいます。)を有する学校法人又は社会福祉法人に係るいわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件について、次の改正が行われました(措令 26 の 28 の 2)。

- ① 実績判定期間内の判定基準寄附者数が年平均 100 人以上とする要件の当該判定基準寄附者数は、特定事業年度における判定基準寄附者数に 5,000 を乗じてこれを当該定員等の総数で除して計算する。
- ② 実績判定期間内の各事業年度における当該判定基準寄附者からの寄附金の額の総額に 12 を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が 30 万円以上であることを要件に加える。

(注) 上記の「特定学校等」とは、学校、幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校、障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)等が行われる施設又は保育所等をいう。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年分以後の所得税について適用されます(改正措令附則 2)。

(7) 所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の方法について、次の改正が行われました。

① 次の場合の本人確認の方法について、本人確認書類の提示に代えて、その個人の署名用電子証明書その他の電磁的記録を送信する方法によることができることとする(所法 10 等)。

イ 利子等又は配当等を受領する場合

ロ 特定口座開設届出書等を提出する場合

ハ 国外送金等に係る告知書を提出する場合

《適用関係》 上記イの改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払の確定する利子等又は配当等について適用され、上記ロ及びハの改正は、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用されます(改正法附則 3 等)。

② 本人確認書類の範囲に、官公署等から発行された書類で金融機関等に提示する日前 6 月以内に作成されたもの(有効期間等があるものにあつては、提示する日において有効なもの)を加える(所規 7③八等)。

《適用関係》 この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提示する書類について適用されます(改正所規附則 1 六等)。

(8) 生命保険契約等の一時金の支払調書等(所法 225)について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとされました(所規別表第 5 (11)等)。

《適用関係》 この改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後に支払の確定する生命保険金等で同日以後に契約者の変更が行われるものについて適用されます(改正所規附則 17、18)

(9) 国外財産調書(国外送金法 5)について、当該調書の提出者が財産債務調書の提出基準を満たす場合には有価証券等の取得価額が記載事項に加えられるなど、所要の改正が行われました(国外送金規別表第 1・別表第 2)。

《適用関係》 この改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書について適用されます(改正国外送金規附則 1)。

II 帰属主義への移行に関する平成 26 年度及び平成 27 年度の主な改正事項

国際課税原則の帰属主義への見直しの観点から、平成 26 年度及び平成 27 年度の税制改正により、非居住者等に対する課税原則について、次の改正が行われました。

1 非永住者の課税所得の範囲(所法 7①)

非永住者の課税所得の範囲を、国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたものとする。

2 国内源泉所得(所法 161)

平成 26 年度税制改正前の国内において行う事業から生ずる所得に代えて恒久的施設帰属所得を国内源泉所得の一つとする。

なお、恒久的施設帰属所得は、恒久的施設が非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得とする。

3 非居住者に対する課税の方法(所法 164)

非居住者に対して課する所得税の額は、非居住者の有する国内源泉所得の種類に応じて、①居住者の課税標準及び所得税の額の計算に準じて計算した金額(以下「総合課税に係る所得税の額」という。)及び②他の所得と分離してその国内源泉所得に一定の税率を乗じて計算した金額(以下「分離課税に係る所得税の額」という。)とする。

4 総合課税に係る所得税の額の計算(所法 164①、165)

非居住者の総合課税に係る所得税の額の計算は、次に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ次に定

める国内源泉所得について、居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算の規定に準じて計算した金額とする。

(1) 恒久的施設を有する非居住者 次に掲げる国内源泉所得

- ① 恒久的施設帰属所得
- ② 総合課税の対象となる国内源泉所得(①を除く。)

(2) 恒久的施設を有しない非居住者 総合課税の対象となる国内源泉所得

5 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算(所法 165②)

恒久的施設帰属所得に係る各種所得の金額は、非居住者の恒久的施設帰属所得について、別段の定めを除き、居住者に係る所得税の課税標準の計算に関する規定に準じて計算した金額とする。

(1) 恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入(所法 165 の 3)

非居住者の恒久的施設に係る純資産の額が、恒久的施設に帰せられるべき純資産の額に満たない場合には、恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子のうち、その満たない金額に対応する部分の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

(2) 配賦経費に関する書類の保存がない場合における配賦経費の必要経費不算入(所法 165 の 5)

非居住者の配賦経費につき、その配分の基礎となる書類の保存がない場合には、その書類の保存がなかった配賦経費については、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

6 非居住者に係る外国税額の控除(所法 165 の 6)

非居住者が外国所得税を納付することとなる場合には、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る所得税の額のうち国外所得金額に対応する金額を限度として、その外国所得税の額をその年の所得税の額から控除する。

7 恒久的施設に係る取引に係る文書化(所法 166 の 2)

恒久的施設帰属所得を有する非居住者は、当該非居住者が他の者との間で行った取引で当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものに係る明細を記載した書類及び非居住者の事業場等と恒久的施設との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならない。

8 租税回避の防止(所法 168 の 2)

非居住者の行為又は計算で、これを容認した場合には所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、恒久的施設帰属所得に係る所得に対する所得税の課税標準、税額等を計算することができる。

《適用関係》 これらの改正(上記 8 を除きます。)は、平成 29 年分以後の所得税について適用され、上記 8 の改正は、非居住者が平成 29 年 1 月 1 日以後に行う行為又は計算について適用されず(平成 26 年度改正法附則 10～15)。

Ⅲ 平成 24 年度の改正事項のうち、平成 27 年分の所得税から適用される主なもの

国外財産調書の提出制度(国外送金法 5 等)について、国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則(1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)が設けられました。ただし、国外財産調書の提出期限内の不提出に対しては、情状により、その刑を免除することができることとされています(国外送金法 10)。

《適用関係》 この改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の違反行為について適用されます(平成 24 年度改正法附則 1 九、79)。

IV 平成 25 年度の改正事項のうち、平成 27 年分の所得税から適用される主なもの

- 1 所得税の税率(所法89)について、次のとおり改正が行われました(所法89①)。

改正前		改正後	
課税される所得金額	税率	課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%	330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%	900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%	4,000万円以下の金額	40%
—	—	4,000万円超の金額	45%

《適用関係》 この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(平成25年度改正法附則5)。

- 2 上記1の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(所法別表第2～別表第4)が改正されました。

《適用関係》 この改正は、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます(平成25年度改正法附則7)。

V 平成 26 年度の改正事項のうち、平成 27 年分の所得税から適用される主なもの

- 1 公的年金等に係る確定申告不要制度(所法121)について、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者はこの制度を適用できないこととされました(所法121③)。

《適用関係》 この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(平成26年度改正法附則8)。

- 2 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法10)について改正が行われ、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の100分の10相当額を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、適用期限を平成29年まで3年延長し、試験研究費の増加額に係る税額控除を青色申告書を提出する個人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の100分の5相当額を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に100分の30(増加試験研究費割合が100分の30未満の場合には、増加試験研究費割合)を乗じて計算した金額の税額控除ができる制度に改組されました(措法10④)。

《適用関係》 この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(平成26年度改正法附則50)。

- 3 所得税の額から控除される特別控除額の特例(措法10の6)について、その年分の総所得金額に係る所得税額から控除できる税額控除可能額の合計額がその年分の事業所得の金額に係る所得税額の100分の90相当額に引き下げられました(措法10の6①)。

《適用関係》 この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(平成26年度改正法附則52)。

- 4 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却(措法13)について、対象資産から構築物及び車両運搬具が除外された上で、その適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました(措法13①)。

《適用関係》 この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(平成26年度改正法附則53⑥)。